

改正農地法について

農地法については、平成21年に抜本改正を行い、

- ①一般法人の貸借での参入規制の緩和、②農地取得の下限面積の実質自由化など農業への参入を促進し、限りある我が国の農地を有効利用するために大幅に見直し。

【改正農地法のポイント】

個人が農業に参入しやすくする

- 農地を取得する際の下限面積(50a)を緩和
→ 地域の実情に応じて自由に設定

株式会社でも農地を借りられるようにする

- 株式会社等の貸借での参入規制を緩和
→ 全国的に参入可能、農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長

出資という形で農業へ参入しやすくする

- 農業生産法人の要件を緩和
→ 食品関連企業等からの出資が1/2未満まで可能

農地の適切な利用を徹底する

- 農地確保のための措置の徹底
 - ・ 転用規制の厳格化→ 病院、学校等の公共転用への協議制の導入
 - ・ 遊休農地対策の強化→ 毎年、全ての農地を対象とした利用状況の調査

【改正農地法に対しては民主党の意見を踏まえて修正の上、可決成立】

(当時の民主党のスタンス)

- ・ 耕作者が農地の権利を取得することを基本とすべき
- ・ 一般法人が農地を貸借する際には、役員の一部が農業に常時従事すべき
- ・ 一般法人の農業参入にあたっては、引き続き、市町村長も関与すべき

農地の権利を取得する仕組み等について

農地を効率的かつ適切に利用すれば、個人は原則自由に農地を取得し参入可能

すべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

一定の面積を経営

原則(都府県:50a、北海道:2ha)にかかわらず、地域の実情に応じ、自由に設定可能

周辺の農業に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

貸借であれば、法人は全国どこでも参入可能

貸借契約に解除条件を付す

適正に農地を利用していないときは契約を解除する旨を明文化

地域における適切な役割分担

集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

役員のうち1人は農業に常時従事

地域の調整役として責任を持って対応できる者が、農業(マーケティング等経営や企画に関するものも含む)に参画

農地を所有して参入することは、法人でも一定の要件を満たせば可能(農業生産法人)

法人形態

譲渡制限のある株式会社、農事組合法人、合名・合資・合同会社

事業内容

主たる事業が農業(売上高の過半)

構成員

- ・農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること
- ・加工業者等の関連事業者の場合は、総議決権の2分の1未満まで可能。

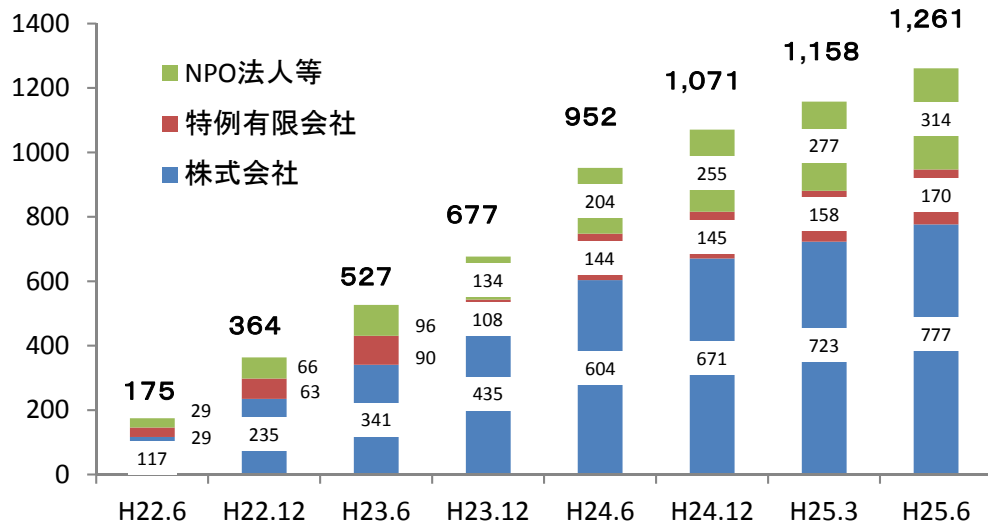
役員

役員のお過半が農業の常時従事者であること等

一般法人の農業参入の動向

改正農地法施行後約3年6ヵ月で農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに1,261法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

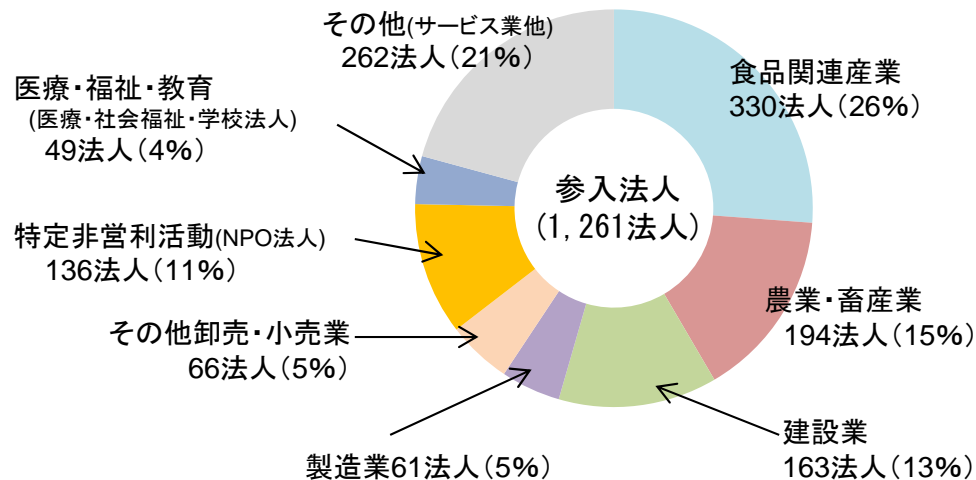
○一般法人数の推移



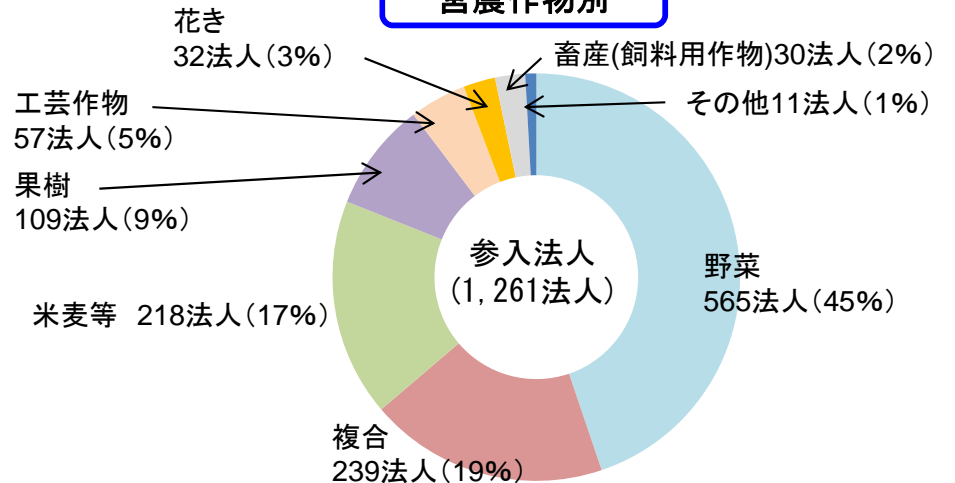
	改正農地法 施行前 (H15.4～ H21.12)	改正農地法 施行後 (H21.12～H25.6)	差	増加率
参入法人数	436	1,261	825	289%
株式会社	250	777	527	311%
1年当たり 平均参入数	65	360	296	558%

○改正農地法施行後の参入法人の形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別



資料：農林水産省経営局調べ(平成25年6月末現在)